### 1. 集録の範囲

本書は、厚生省所管の「平成12年度水道統計調査」を基礎とし、一部をその他の資料をもとに補充作成したものである。

# 2. 調査対象

平成13年3月31日までに認可を受けた水道事業、水道用水供給事業及び確認を受けた専用 水道、飲料水供給施設。

### 3. 水道の区分

項 目 水道の区分		定    義	経営・管理主体	実施の手続
水道事業	上水道 事 業 簡易水 道事業	一般の需要に応じて水を 供給する事業で給水人口 5,001人以上のもの 一般の需要に応じて水を 供給する事業で給水人口 5,000人以下のもの	原則として	厚生大臣の認可が必要(給水人口が5万人を超え、かつ特定水源水道事業を除く事業については、都道府県知事に委任。)
水道用水供給事業		水道事業に対して水道用 水を供給する事業	原則として地方 公共団体(都道 府県、一部事務 組合)	給水量が 25,000m3 以下の事業は
専用水道		101 人以上の人に居住に 必要な水を供給する自家 用水道等	設置者	厚生大臣又は都道府県知事の確認 が必要
簡易専用 水 道		受水槽以下の水道であり 水道事業から供給される 水のみを水源とし、その受 水槽の有効容量が10m3 を超える水道	設置者	

飲料水	50 人以上 100 人以下を給
	水人口としての飲用に供
供給施設	する水を供給する施設

### 4. 調査対象期間

年間の実績値については、平成12年度(平成12年4月1日~平成13年3月31日)の実績とし、その他の項目については平成13年3月31日現在のものとした。

# 5. 調査方法

県から各県民局、各市町村、各水道 (用水供給)事業者に調査を依頼し、それぞれからの報告 に基づき県で精査集計した。